

平成 2 8 年度事業計画

1 調理に係る技術審査及び技能検定試験(以下「調理技術技能評価試験」という。)の実施

(1) 実施計画

区 分	前期 (すし、中国、給食)	後期 (日本、西洋、麺)
受験申請書の受付	平成 2 8 年 4 月 1 日(金)から 5 月 9 日(月)まで	平成 2 8 年 9 月 1 日(木)から 1 0 月 5 日(水)まで
実技試験問題の公表	平成 2 8 年 7 月 1 日(金)	平成 2 8 年 1 2 月 1 日(木)
学科試験	平成 2 8 年 8 月 1 日(月)	平成 2 9 年 1 月 1 5 日(日)
実技試験	平成 2 8 年 7 月 3 0 日(土)から 8 月 1 9 日(金)まで ※(公社)調理技術技能センターが 別途指定する日	平成 2 9 年 1 月 1 4 日(土)から 2 月 1 0 日(金)まで ※(公社)調理技術技能センターが 別途指定する日
合格者発表	平成 2 8 年 9 月 3 0 日(金)	平成 2 9 年 3 月 3 1 日(金)

(2) 受験計画人員

① 実技試験 9 0 0 人

(受験申請者数：25 年度 980 人、26 年度 976 人、27 年度 907 人)

② 学科試験 3 5 0 人

(受験申請者数：25 年度 334 人、26 年度 373 人、27 年度 355 人)

(3) 中央試験委員会に関すること。

(4) 調理技術技能評価試験の水準調整に関すること。

(5) 試験の合否判定、合格通知、合格証書の交付及び合格者の登録等に関すること。

(6) 調理技術技能評価試験の業務に係る内部監査の実施に関すること。

2 調理師試験の実施

(1) 実施計画

① 委任都県

ア 既委任都県

全部委任	青森県、埼玉県、東京都、富山県、石川県、高知県、福岡県
一部委任	宮城県、秋田県、山形県、茨城県、香川県

イ 新規委任予定県：岐阜県、鳥取県、岡山県及び大分県

② 試験日

平成28年10月8日（土）

③ 合格発表

平成28年11月30日（水）

(2) 受験計画人員 12,530人

《参考》

受験予定者数

25年度 8,224人、26年度 9,909人、27年度 10,642人

新規委任県受験予定者数

1,740人（岐阜県 650人、鳥取県 260人、岡山県 470人、大分県 360人）

(3) 試験委員会に關すること。

(4) 合格通知書の交付等に關すること。

(5) 委任都県との連絡・調整に關すること。

(6) 委任道府県の拡大に關すること。

3 製菓衛生師試験の指定試験機関申請

(1) 製菓衛生師試験の指定試験機関の申請に向けた事業に關すること。

① 製菓衛生師養成施設における統一模擬試験の実施に關すること。

② 製菓衛生師関係団体との連携に關すること。

(2) 都道府県への委任要請の準備に關すること。

4 食育推進事業の実施

(1) 専門調理師・調理技能士のための専門調理食育推進員認定講座等に関すること。

① 専門調理食育推進員認定講座

ア 実施場所・時期（予定）

宮城県（9月）、大阪府（3月）

イ 募集予定人員

各会場250名

② 専門調理食育推進員認定講座に係る教材の作成

食育基本法に基づく食育推進基本計画の見直し又は食育白書の基礎データの更新等に伴い必要に応じて作成

③ 専門調理食育推進指導員の認定

④ 専門調理食育推進員及び専門調理食育推進指導員の名簿の提供

ア 専門調理師・調理技能士の活用を促すため、専門調理食育推進員等の名簿を各都道府県等に提供

イ 名簿の提供に当たっては、都道府県及び市区町村における食育推進計画等の情報を収集し、より具体的な専門調理師・調理技能士の活用方法を積極的に打診

(2) 食育推進全国大会への出展に関すること。

① 出展日

平成28年6月11日（土）、12日（日）

② 場所

ビックパレットふくしま（福島県郡山市南二丁目52番地）

③ 出展団体

公益社団法人全日本司厨士協会

公益社団法人日本全職業調理士協会

公益社団法人日本中国料理協会

一般社団法人全国日本調理技能士会連合会

④ 出展内容

専門調理師・調理技能士による料理の実演及び展示

5 調理技術技能評価試験に係る技術考査の実施

学科試験免除資格取得のための技術考査に関すること。

6 調理技術技能評価試験に係る調理師熟練者講習の実施

- (1) 実施計画及び実施報告に関すること。
- (2) 修了証の交付に関すること。
- (3) テキストの作成に関すること。

7 調理技術技能評価試験及び調理師試験に係る受験促進並びに広報の実施

- (1) 各都道府県及び関係機関等に対する試験のあらまし等の配付に関すること。
- (2) 広報の協力要請等受験の促進に関すること。
- (3) 専門調理師・調理技能士のあり方検討に関すること。

(例) 専門調理師・調理技能士のいるお店ステッカー作成・配付

8 関係団体等への後援、協力

関係団体等が行う、調理の技術技能の向上を図るための各種研究会、講習会及び技能競技大会等に対する後援、協力に関すること。